

有価証券の時価情報

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	令和7年3月末					令和7年9月末				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表上 計 上 額	評価差額	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	貸借対照表上 計 上 額	評価差額	うち益	うち損
株 式	199	172	△ 27	1	28	199	192	△ 7	6	14
債 券	6,594	6,255	△ 338	0	339	5,839	5,470	△ 369	0	370
国 債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地 方 債	2,419	2,210	△ 209	0	209	1,773	1,540	△ 233	－	233
社 債	4,174	4,045	△ 129	0	129	4,065	3,929	△ 136	0	136
そ の 他	1,975	1,875	△ 99	43	143	1,975	1,919	△ 55	53	109
合 計	8,769	8,304	△ 465	46	511	8,015	7,581	△ 433	60	493

(注) 貸借対照表計上額は、9月末日における市場価格等に基づいております。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	令和7年3月末					令和7年9月末				
	貸借対照表上 計 上 額	時 価	差 額	うち益	うち損	貸借対照表上 計 上 額	時 価	差 額	うち益	うち損
外国証券	100	99	△0	－	0	100	100	0	0	－

(注) 時価は、9月末日における市場価格等に基づいております。

時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	令和7年3月末	令和7年9月末
	貸借対照表上計上額	貸借対照表上計上額
その他有価証券 非上場株式	9	9

地域に根をはり未来に広がる安心と信頼のネットワーク



本店 (ATM・両替機・貸金庫)
〒825-0002
福岡県田川市大字伊田3557番地8
TEL (代表) 0947-42-4040
FAX (本部) 0947-44-8885
FAX (本店) 0947-44-8858

金田支店 (ATM・両替機)
〒822-1201
福岡県田川郡福智町金田1131番地の1
TEL 0947-22-0510 (代)
FAX 0947-47-3010

西支店 (ATM・両替機)
〒826-0023
福岡県田川市上本町2番28号
TEL 0947-42-8125 (代)
FAX 0947-47-1118

行橋支店 (ATM・両替機)
〒824-0031
福岡県行橋市西宮市4丁目1番17号
TEL 0930-24-6777 (代)
FAX 0930-26-1428

香春支店 (ATM・両替機)
〒822-1403
福岡県田川郡香春町大字高野484番地4
TEL 0947-32-2413 (代)
FAX 0947-47-2030

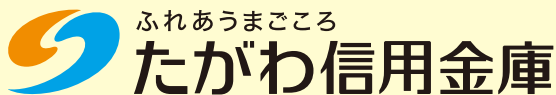
添田支店 (ATM・両替機)
〒824-0601
福岡県田川郡添田町大字庄216番地
TEL 0947-82-4141 (代)
FAX 0947-47-7010

方城支店 (ATM・両替機)
〒822-1201
福岡県田川郡福智町金田1131番地の1
TEL 0947-22-1933 (代)
FAX 0947-47-3011

東支店 (ATM・両替機)
〒825-0002
福岡県田川市大字伊田3557番地8
TEL 0947-42-6110 (代)
FAX 0947-47-1117

赤池支店 (ATM・両替機)
〒822-1101
福岡県田川郡福智町赤池968番地
TEL 0947-28-5151 (代)
FAX 0947-47-5020

店舗外現金自動設備
サンリブ田川出張所
福岡県田川市大字川宮1674番地7



過去のディスクロージャーは
こちらのページでご覧いただけます。



ミニディスクロージャー

September 30, 2025

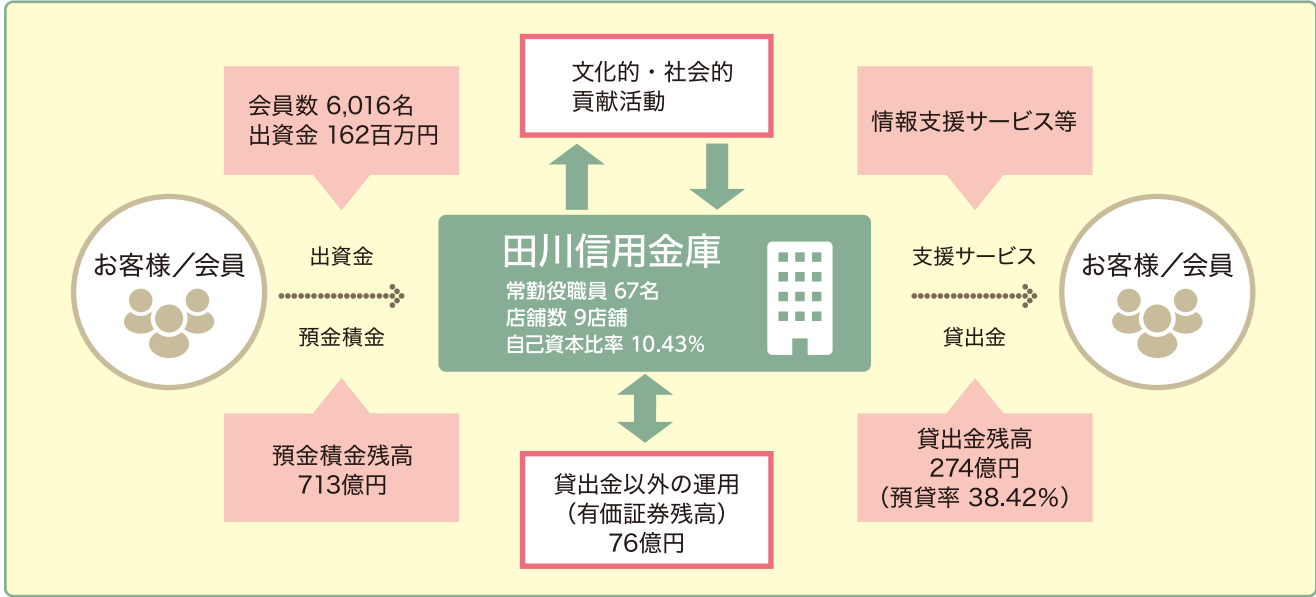
うまごころから
あなただけの
ミニディスク

地域貢献ディスクロージャー

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、田川・行橋地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念とし運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金や積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



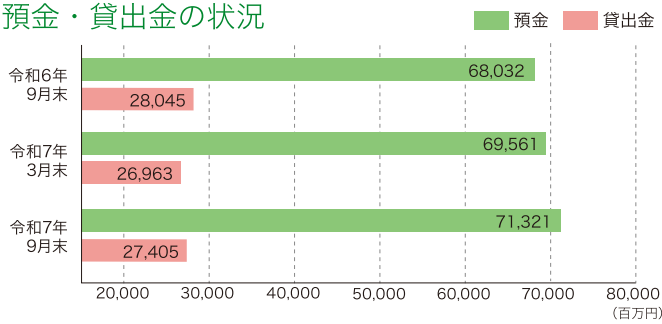
開示項目一覧(令和7年9月末)

	令和7年3月末	令和7年9月末
業務純益	52	68
実質業務純益	60	66
コア業務純益	80	66
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	80	66
経常利益	59	56
当期純利益	44	56

貸出金の内訳

業 種 区 分	令和7年3月末	令和7年9月末
製 造 業	729	685
農 業、林 業	15	21
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設 業	1,285	1,387
電気・ガス・熱供給・水道業	33	30
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業、郵 便 業	298	338
卸 売 業、小 売 業	1,350	1,248
金 融 業、保 険 業	4,235	4,210
不 動 産 業	4,626	4,740
物 品 賃 貸 業	10	9
学術研究、専門・技術サービス業	85	76
宿 泊 業	138	129
飲 食 業	846	842
生活関連サービス業、娯楽業	741	718
教 育、学 習 支 援 業	40	38
医 療、サ、福 祉	2,718	2,639
そ の 他 の サ、ビ、ス	1,478	1,491
小 計	18,635	18,608
地 方 公 共 団 体	1,162	1,363
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,165	7,433
合 計	26,963	27,405

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の引当状況

	令和7年3月末	令和7年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	634	621
危険債権	487	518
要管理債権	224	240
三月以上延滞債権	0	8
貸出条件緩和債権	224	232
正 常 債 権	25,655	26,061
合 計	27,001	27,442
不良債権比率(%)	4.99	5.03

・「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

・「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

・「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

・「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

・「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

・「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

・「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

自己資本の構成に関する事項

項 目	令和7年3月	令和7年9月
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	2,926	2,983
うち、出資金及び資本剰余金の額	163	162
うち、利益剰余金の額	2,777	2,827
うち、外部流出予定額(Δ)	6	—
うち、上記以外に該当するものの額	Δ7	Δ6
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	29	27
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	29	27
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,956	3,011
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	1
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	1
自己資本		
自己資本の額 ((イ)ー(ロ)) (ハ)	2,956	3,009
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	27,197	27,438
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	1,408	1,408
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	28,605	28,846
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)÷(ニ))	10,33%	10,43%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等から自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

	令和7年3月	令和7年9月
イ.信用リスク・アセットの額合計	リスク・アセット等 27,197	リスク・アセット等 27,438
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	所要自己資本額 1,087	所要自己資本額 1,097
現 金	26,377	26,641
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	50	2
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
国際開発銀行向け	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	172	172
地方公共団体向け	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,988	8,490
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	583	553
カバードポンド向け	—	—
法人向け	6,592	6,230
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,707	4,776
トラノンザクタ一向け	178	175
不動産関連連向け	4,313	4,370
自己居住用不動産等向け	187	188
貸 借 用 不 動 産 関 連 向 け	2,826	2,897
事業用不動産関連連向け	1,055	1,006
その他の不動産関連連向け	243	277
その他D C 向 け	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—
延滞等向け	960	960
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞形	1	1
取立証協会等による保証付	1	1
信用保証協会等による保証付	248	236
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	574	574
株式	765	777
上 記 以 外 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	347	339
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—
上 記 以 外 の エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	418	438
②証券化エクスポージャー	—	—
証券化	—	—
STC要件適用分	—	—
短期STC要件適用分	—	—
不良債権証券化適用分	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—
再証券化	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	783	760
リスク・スルー方式	783	760
マナード方式	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—
④未決済取引	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
⑥CVAリスク相当額を十パーセントで除して得た額(簡便法)	36	36
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	1,408	1,408
BI	939	939
BIC	112	112
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	28,605	28,846

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(貸付品等)の取得によるものを除く。並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く。においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
5. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6. 当金庫は、標準的計測手法かつLMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
7. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の値)×4%